

[事案 2023-92] 保険関係費用減額等請求

・令和6年4月23日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、保険関係費用の減額等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年12月に乗合代理店を通じて契約した外貨建個人年金保険について、以下等の理由により、契約1年目の各種費用を2年目以降と同程度のみとして、適用積立利率をもって算定し直すこと、また、自分が解約を申し出た令和4年7月時点の為替レートを適用した解約返戻金を支払うことを求める。

- (1) 開示された資料を分析すると、本契約において、初年度から保険会社が収受する保険関係費を含む各種費用は、払込保険料の約60%にも上るが、募集人は、初年度に多額の各種費用を徴収する保険商品であることを説明しなかった。
- (2) 契約締結時交付書面では、保険関係費について「契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません」との記載があるが、契約者である自分は、契約時に、年齢、性別などを明らかにしているのだから、保険関係費について金額を特定して示せるはずであり、当該記載は透明性に欠ける。
- (3) 払込保険料からの各種費用徴収額は約10%とのことである。そのため、初年度は、契約者に対する説明責任が果たされず、契約者が認識していないまま、払込保険料の約50%が保険会社によって追加徴収されたことになる。
- (4) 代理店によれば、上記(1)のような多額の徴収が行われている点は承知していないとのことであり、代理店が知らない以上、当然に、当該情報が自分に伝えられることは考えられない。実際に、募集人から、本契約が1年目に多額の保険関係費がかかる保険商品であることの説明を受けたことはなく、そのことを理解していなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、ご契約のしおり・約款、契約締結前交付書面等に、契約にかかる費用として保険関係費、解約時にご負担いただく費用、その他為替手数料を記載しており、また、保険関係費については、「契約年齢・性別等によって異なるため、一律に記載できません」との記載を行って、契約者への周知をしており、説明責任を果たしている。
- (2) 募集人は、申立人に対し、本契約に関する初期費用、保険関係関連費用等の説明を、契約締結前交付書面を用いて行った。また、募集人は、商品概要書により、手数料を含めた商品概要を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。